

習志野市職員採用試験

# 受験案内

習志野市では令和2年4月採用  
正職員を募集しています。

第1次試験日  
令和2年1月12日(日)



令和元年11月にオープンしたプラッツ習志野

## 習志野市が求める人材

### チャレンジ精神

未来を創造し  
挑戦する職員

### 市民感覚

市民の立場に立って  
行動する職員

### 経営感覚

経営感覚を持ち  
行政運営を行う職員

## 1 試験職種、採用予定者数、受験資格、職務内容

<表をご覧になる際の注意事項>

- 1 受験申込みは、下記試験職種のいずれか一つに限ります。(1)一般採用試験と(2)民間企業等職務経験者採用試験を併願することはできません。また、応募後の試験職種の変更はできません。
- 2 (1)一般採用試験の受験申込書の受験学歴は、最終(最高)学校の学歴により区分します。最終(最高)学歴以外での受験はできません。
- 3 日本国籍を有する者が受験できます。
- 4 次のいずれかに該当する者は受験できません。
  - ・地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
    - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - イ 習志野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 応募書類は、合否にかかわらず返却できません。
- 6 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。

(1) 一般採用試験

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
事務職	数名	<p>A方式・B方式共通 (大学卒業程度) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(以下「法」という。)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業したもの及び大学卒業と同等であると市長が認めたもの(※1)又は令和2年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(短期大学卒業程度) 平成3年4月2日以降に生まれた者(上記大学卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく短期大学を卒業したもの及び短期大学卒業と同等であると市長が認めたもの(※2)又は令和2年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(高校卒業程度) 平成5年4月2日以降に生まれた者(上記大学卒業程度・短期大学卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく高等学校を卒業したもの及び高等学校卒業と同等であると市長が認めたもの(※3)又は令和2年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>B方式では、文化芸術・スポーツ等で大きな実績(※4)をあげた者で、その実績に至るまでに培われた能力等を、行政に発揮できる人材を求めています。</p>	<p>市長事務部局、教育委員会、各行政委員会事務局、企業局等(以下「市長事務部局等」という。)で戸籍、税金、年金、環境、経済、福祉、教育等の市民サービスに関わる業務の他、企画、総務、財政等の組織の運営に関わる業務等、一般行政事務に従事します。</p>

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
土木技術職	数名	昭和59年4月2日以降に生まれた者	市長事務部局等で街路、道路、下水道等の計画、設計、施工、維持管理等、土木関係の専門的業務に従事します。
機械技術職	数名	昭和59年4月2日以降に生まれた者	市長事務部局等で機械設備の計画、設計、施工、維持管理等の専門的業務に従事します。
化学技術職	数名	昭和59年4月2日以降に生まれた者	市長事務部局等で水質管理、環境保全等の専門的業務に従事します。
保育士・幼稚園教諭	数名	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、保育士資格及び幼稚園教諭の免許の両方を有するもの又は令和2年3月末日までに当該資格・免許を取得する見込みのもの	保育所、幼稚園、こども園等において、保育士及び幼稚園教諭等としての専門的業務に従事します。

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
消防職	数名	<p>(大学卒業程度) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業したもの及び大学卒業と同等であると市長が認めたもの(※1)又は令和2年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(短期大学卒業程度) 平成6年4月2日以降に生まれた者(上記大学卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく短期大学を卒業したもの及び短期大学卒業と同等であると市長が認めたもの(※2)又は令和2年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(高校卒業程度) 平成8年4月2日以降に生まれた者(上記大学卒業程度・短期大学卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく高等学校を卒業したもの及び高等学校卒業と同等であると市長が認めたもの(※3)又は令和2年3月末日までに卒業見込みのもの</p>	消防本部、消防署等で救急、救助、危険物規制、防災、消火活動等の消防業務に従事します。

※1 大学卒業と同等であると市長が認めたものとは、学校教育法第104条に基づく学士の学位を授与された者等をいいます。

※2 短期大学卒業と同等であると市長が認めたものとは、学校教育法に基づく高等専門学校又は高等学校(3年制)卒業を入学資格とする修業年限2年以上の法に基づく専修学校等を卒業した者及び法に基づく大学(短期大学を除く。)の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者をいいます。

※3 高等学校卒業と同等であると市長が認めたものとは、高等学校卒業程度認定試験の合格者(従前の大学入学資格検定合格者を含む。)等をいいます。

※4 文化芸術・スポーツ等で大きな実績とは、次のようなものをいいます。

・全国レベルの大会、コンクール等において都道府県の代表として出場・出展し、好成績を収めた。

・活動、研究等の実績・成果が世間で注目・評価された。

なお、受験申込の際に好成績を収めた、また実績・成果が世間で注目・評価されたことを証明できるもの(全国紙、地方新聞紙、雑誌等の掲載記事(写し含む)又は学校、所属団体等が証明するもの(様式任意))の提出が必要です。(新聞・雑誌等の掲載記事を添付する場合は、その出典を明確にしてください。)

## (2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
土木技術職	数名	昭和35年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における土木（設計・施工管理）関係の職務経験（※5）が令和元年12月1日現在で5年以上あるもの	市長事務部局等で街路、道路、下水道等の計画、設計、施工、維持管理等、土木関係の専門的業務に従事します。
土木技術職 （造園）	数名	昭和35年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における造園（設計・施工管理）関係の職務経験（※5）が令和元年12月1日現在で5年以上あるもの	市長事務部局等で街路、公園等の計画、設計、施工、維持管理等、土木、造園関係の専門的業務に従事します。
機械技術職	数名	昭和35年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における機械（設計・施工管理）関係の職務経験（※5）が令和元年12月1日現在で5年以上あるもの	市長事務部局等で機械設備の計画、設計、施工、維持管理等の専門的業務に従事します。

※5 民間企業等の職務経験とは、民間企業の社員、団体職員等として常勤（週あたり30時間以上勤務）で1年以上継続して就業していた期間が該当し、職務経験が複数ある場合は通算ができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、最終合格発表後、職務経験内容等の確認のため、職歴を証明するための書類（職歴証明書等）が必要です。職歴証明書を提出できない場合は合格を取り消します。

## 2 試験日、場所、試験科目等

### (1) 第1次試験

試験日 令和2年1月12日(日) 試験開始 午前8時45分  
(受付 8時00分~8時30分)

場所 習志野市役所市庁舎(習志野市鷺沼2-1-1)又は  
習志野市立第一中学校(習志野市奏の杜1-13-1)

#### ○試験会場について

- ・試験会場は申込状況に応じて受験票発送の際にお知らせします。試験会場の指定はできません。
- ・試験会場への来場には、公共の交通機関をご利用ください。
- ・試験会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

#### ・試験科目

試験職種	方法等	
全職種 (民間企業等経験者を除く)	教養試験	最終(最高)学校の学歴区分に応じた、公務員としての必要な一般教養についての筆記試験(択一式)
民間企業等職務経験者	社会人基礎試験	公務員としての必要な基礎的な知的能力(言語的な能力、論理的な思考力)及び適応性についての筆記試験(択一式)
全職種	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力その他の能力についての筆記試験(記述式)
	適性検査	職務適性等についての検査
事務職(A方式大学卒業程度のみ)、 土木技術職、機械技術職、化学技術職、 保育士・幼稚園教諭、民間企業経験者	専門試験	専門的な知識、能力等についての筆記試験(択一式)

・合格発表 令和2年1月下旬

市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ文書により通知します。  
(合格者の受験番号は習志野市ホームページにも掲載します。)

・過去の作文試験問題(3年分)

試験実施年度	試験職種	作文テーマ
平成28年度	全職種	習志野市は目指すべき職員像の一つとして「未来を創造し挑戦する職員」を掲げていますが、あなたのこれまでの行動で当てはまる事柄を含めて自己PRして下さい。
平成29年度	全職種	習志野市は将来都市像として「未来のために～みんながやさしさをつなげるまち～習志野」を掲げておりますが、これを実現するために、今後取り組むべき施策についてあなたの考えを述べなさい。
平成30年度	全職種	あなたがこれまで経験したことの中で、最も感動したこととそこから得たものについて述べなさい。
平成31年度 (第一回)	全職種	あなたがこれまでに経験した辛かった体験と、それをどう乗り越えたかについて述べなさい。

(2) 第2次試験

※ 第2次試験は、第1次試験合格者に対してのみ行います。詳しくは第1次試験合格者に通知します。

- ・試験日 令和2年2月上旬
- ・試験会場 習志野市役所市庁舎等
- ・試験科目

試験職種	方法等
全職種 (民間企業等職務経験者除く)	適性検査及び面接試験
民間企業等職務経験者	面接試験
保育士・幼稚園教諭	実技試験(ピアノ及び歌唱力等を予定。)、適正検査及び面接試験
消防職	基礎体力の測定及び適性検査並びに面接試験

・合格発表 令和2年2月上旬

市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合否にかかわらず文書により通知します。

(合格者の受験番号は習志野市ホームページにも掲載します。)



### (3) 最終試験

※ 最終試験は、第2次試験合格者に対してのみ行います。詳しくは第2次試験合格者に通知します。

- ・試験日 令和2年2月中旬
- ・試験会場 習志野市役所市庁舎
- ・試験科目

試験職種	方法等
全職種	面接試験

- ・合格発表 令和2年2月下旬  
市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合否にかかわらず文書により通知します。

(合格者の受験番号は習志野市ホームページにも掲載します。)

### (4) 試験結果の開示

この採用試験の結果等については、口頭による開示を請求できます。

受験者本人が受験票及び本人確認のできる書類を持参のうえ、直接お越しください。

試験区分	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所	開示方法
第1次試験	第1次試験不合格者	科目別得点・総合順位	合格発表日から1か月間	習志野市役所市庁舎3階 人事課	閲覧に限る。
第2次試験	第2次試験不合格者	得点・総合順位	合格発表日から1か月間	習志野市役所市庁舎3階 人事課	閲覧に限る。
最終試験	最終試験不合格者	得点・総合順位	合格発表日から1か月間	習志野市役所市庁舎3階 人事課	閲覧に限る。

## 3 受験申込みの手続

### (1) 申込方法

以下の2つのいずれかの方法で、受付期間内に申込書類を提出してください。

#### ① 郵送の場合

【受付期間】 令和元年12月9日(月)から同年12月26日(木)まで(同日必着)

【送付先】 〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 習志野市総務部人事課

※ 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」により郵送してください。

#### ② 持参の場合

【受付日】 令和元年12月26日(木)のみ 午前9時00分から午後4時00分まで

【受付場所】 習志野市役所市庁舎3階人事課

## (2) 提出書類

以下の3点を用意し、郵送、持参いずれの場合にも角形2号(332mm×240mm)の大きさの封筒に入れて提出してください。

(提出書類に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。)

### ① 受験申込書(A4:297mm×210mm)

※ 受験職種に該当するものを使用してください。

事務職B方式及び民間企業等職務経験者採用を受験する者については、採用志望票(A4:297mm×210mm)を必ず添付してください。

### ② 受験票(A4:297mm×210mm)(受験職種、氏名を必ず記入してください。)

### ③ 84円切手を貼った返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)

(受験票が3つ折りに入る大きさのもの。受験票の送付先を明記してください。)

※ 受験申込書及び受験票には必ず同じ写真を貼ってください。

写真は申込み時の6か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、たて4cm、よこ3cmのものを使用してください。(はっきり本人と確認できるものに限りです。)

家庭用等のカラープリンタで印刷した写真は使用しないでください。

受験申込書及び受験票は、習志野市ホームページからダウンロードしたものを使用することができます。

## (3) 受験票の交付

受験票は、令和2年1月9日(木)までに到着するよう、お送りする予定です。

到着予定日までに届かない場合は、習志野市総務部人事課までお問合せください。

試験当日に受験票を持参しなかった場合には、受験することができません。

## 4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、合格者名簿に登載され、令和2年4月1日の採用を予定しています。た

だし、欠員の状況に応じて令和2年4月1日より前に採用される場合もあります。

(2) 受験資格がないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 卒業見込みで受験された最終合格者については、卒業しなければ採用しません。

## 5 給与・勤務時間等(平成31年4月1日現在)

### (1) 給与

初任給(地域手当を含む)の一例としては、以下のとおりとなります。

区分	大学卒	短大卒	高校卒
事務職	211,536円	188,936円	172,890円

※ 職務経験を有する者には、上記金額に一定の基準で算出した金額が加算されます。  
(民間企業等職務経験者採用の初任給の一例:経験年数10年の場合286,794円)  
このほかに、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給要件に応じて支給されます。これらの給与の額は、改定されることがあります。

### (2) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分(完全週休二日制)。

ただし、職種又は勤務場所により異なります。

### (3) 休暇等

年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度などがあります。

※現在習志野市に勤務する職員の、業務内容・仕事のやりがい・魅力等を「先輩職員の声」

として習志野市ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

(習志野市ホームページURL→<http://www.city.narashino.lg.jp/>)

**問い合わせ先 習志野市役所 総務部 人事課**

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

047-451-1151(内線247~249、347)